

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年8月25日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃農業改良普及センター	平成27年4月17日
水産試験場	平成27年4月21日
赤潮研究所	〃
畜産試験場	平成27年4月22日
東部家畜保健衛生所	〃
農業試験場	〃
西讃土地改良事務所	平成27年6月18日
東讃土地改良事務所	〃
中讃土地改良事務所	〃
水産課	平成27年7月1日
海区漁業調整委員会	〃
農業生産流通課	〃
畜産課	〃
農政課（組合検査指導室）	平成27年7月13日
農業経営課	平成27年7月22日
土地改良課	〃
農村整備課	平成27年7月27日
中讃農業改良普及センター	〃
西讃農業改良普及センター	〃
農業大学校	〃
西部家畜保健衛生所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

図書購入に係る見積書、納品書及び請求書で日付未記入の場合に日付を加筆しているものがあつた。(農村整備課)

イ 手当について

高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の還元額明細及び利用証明書を確認しておらず、手当支給額に誤りがあつた。(農業試験場、中讃農業改良普及センター)

ウ 契約について

業務委託契約書において、委託期間の開始日を契約締結日より前の日付としているものがあつた。(西讃土地改良事務所)

エ 財産について

特許権については、その存続期間や特許料の支払状況を適切に把握管理するとともに、特許出願から一定期間が経過したときは、その実施の状況等を踏まえて、特許権設定の登録の維持について検討をする必要がある。(水産試験場)

オ 物品について

(ア) 毒物劇物危害防止規程を見直し、開封済みのものを含め、管理責任者が立ち会って在庫量の点検を行うようにする必要がある。また、使用しない薬品については、廃棄を検討する必要がある。(東部家畜保健衛生所)

(イ) 毒劇物管理簿において、使用量と残量の不一致や減少理由が記入されていないものなどがあり、毒劇物の適切な管理ができていなかった。(農業試験場)

(ウ) 廃棄した重要物品について、重要物品票の異動欄に廃棄した旨の記入がないものがあつた。(農業試験場)

(エ) 農業試験場で生産した収穫物について、生産品(収穫物)出納簿への登記及び生産品(収穫物)処分伝票等の作成をせずに売却しているものがあつた。(農業試験場)

(オ) 収入印紙は郵便切手類受払簿に登録して管理しているが、請求者受領印の押印漏れが数件見受けられた。(農業生産流通課)

(3) 検討指示事項

ア 畜産試験場で生産した子豚の売却について、価格決定方法等の実態を踏まえ適切な契約となるよう検討する必要がある。(畜産試験場)

イ 普通財産の貸付けについては、香川県公有財産規則に定める手続をとるとともに、貸付けに関する要領等の作成を検討する必要がある。(土地改良課)